

焼津市告示第94-3号

令和5年度焼津市コンベンション及びスポーツ合宿等事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月3日

焼津市長 中野 弘道

令和5年度焼津市コンベンション及びスポーツ合宿等事業補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、本市の観光の振興及び経済の活性化を図るため、コンベンション又はスポーツ合宿等を開催する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を行う施設をいう。
- (2) コンベンション 市内の施設等を主たる会場とした各種の大会の会議、展示会、博覧会、見本市その他の集会で、県外から参加者があり、市内宿泊施設への宿泊を伴うものをいう。ただし、単に親睦又は慰安を目的としたもの及び企業その他の者が自らの利益のために行うものを除く。
- (3) スポーツ合宿等 市外に所在する学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める学校及び専修学校をいう。）の幼児、児童、生徒又は学生により構成される団体（所在地が近隣市町（静岡市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町をいう。以下同じ。）であるものを除く。）が市内又は近隣市町内の施設等を利用して行うスポーツ活動又は教養文化活動のための合宿であって、市内の宿泊施設への宿泊を伴うものをいう。
- (4) 感染拡大地域 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第2号に掲げる区域、同法第31条の4条1項に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に係る同項第2号に掲げる区域その他これらに類する措置が示された地域をいう。

第3 補助対象

補助金の交付の対象となるコンベンション及びスポーツ合宿等（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) コンベンション又はスポーツ合宿等の開催に伴い当該コンベンション又

はスポーツ合宿等への参加者の市内の宿泊施設への宿泊の総数（以下「延べ宿泊数」という。）が、1回の開催につき、コンベンションにあっては延べ100泊以上、スポーツ合宿等にあっては延べ10泊以上であること。

- (2) 国又は地方公共団体が、主催又は共催するものでないこと。
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）で定める暴力団又はその構成員が役員となっている団体が開催するものでないこと。
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるものでないこと。
- (6) コンベンション又はスポーツ合宿等の開催に当たり、国、県、市その他の団体からこの要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受けないものであること。

第4 補助額

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の延べ宿泊数に1,000円を乗じて得た額とし、コンベンションにあっては50万円を、スポーツ合宿等にあっては30万円を限度とする。

第5 交付申請

提出書類 各1部

- ア 交付申請書（第1号様式）
- イ 事業計画書
- ウ 宿泊計画を示す書類
- エ 収支予算書

第6 交付条件

補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 実施主体又は施行場所の変更
 - (イ) 延べ宿泊数の20パーセントを超える変更
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合で、事業費の額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びに

これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

- (5) 補助金の交付決定後補助事業が開始される予定日の前日までの間において、補助事業者の所在する地域が感染拡大地域に該当する場合は、交付決定の取消しをすることがあること。

第7 交付決定

市長は、第5に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

第8 変更承認申請

提出書類 1 部

変更承認申請書（第2号様式）

第9 変更承認決定

市長は、第8に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

第10 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（第3号様式）

イ 事業実績書

ウ 収支決算書

エ 宿泊証明書（補助の対象となるコンベンション又はスポーツ合宿等に係る宿泊に関し、その宿泊期間及び延べ宿泊数について当該宿泊施設が証明するもの）

オ その他市長が必要と認める書類

- (2) 提出期限

コンベンション又はスポーツ合宿等が終了した日から起算して30日を経過した日又は令和6年4月5日のいずれか早い日まで

第11 交付確定

市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

第12 補助金の請求

- (1) 提出書類 1 部

請求書（第4号様式）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知を受領した日から起算して9日を経過した日まで

第13 補則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度の補助金に適用する。